

令和 7 年度

特定社会保険労務士による

県社協会員は **相談無料**

社会福祉施設・事業所対象 労務相談会

労働時間・休日、割増賃金、解雇・退職、
就業規則等の問題で相談ごとはありませんか？



今年度も随時開催します!!

日時予約制

日時

社会福祉施設・事業所の**ご希望による日時**で、相談の上決定します。
※ただし、土日・祝日・年末年始休暇期間を除き、時間は、午前 9 時～12 時、
午後 1 時～4 時までの間の 50 分間とします。
また、専門相談員の都合で、開催日時は調整させていただきます。

相談方法

次のいずれかの方法をお選びいただけます。

① **対面による相談**

原則として、専門相談員の所属事務所（松江市内）を会場としますが、調整する場合があります。

② **オンライン（Web 会議ツール「Zoom」）による相談**



申込方法

裏面の申込書を相談を受けたい日の10日前までにファックス等で提出してください。▶▶

専門相談員

村松文治 氏（特定社会保険労務士）

開催時期

随時／希望の日時

相談方法

対面形式かオンライン形式かを選択

相談時間

1 相談者 最長 50 分

申込方法

事前(10日前まで)に相談申込書を提出

事業の流れ

施設
事業所

④参加・相談

相談会
(予約制)

③決定通知

①申込

10日前
までに



島根県
社会福祉協議会
(経営支援係)

②調整

専門相談員
(特定社会保険労務士)

FAX 0852-32-5956（島根県社会福祉協議会 法人支援部 経営支援係 行）

労 務 相 談 申 込 書

申込年月日 令和 年 月 日

法 人 名 施設・事業所名		相 談 者 役職・氏名		
所 在 地	〒 ー	希 望 日 時	第1 希望	令和 年 月 日 () : ~ :
			第2 希望	令和 年 月 日 () : ~ :
			第3 希望	令和 年 月 日 () : ~ :
相 談 形 式 (いずれかにチェック)	☐ 対面 (松江市内) ☐ オンライン			
連 絡 先	Tel () ー Fax () ー E-mail			
施 設 種 別	1. 高齢者施設 2. 障がい者(児)施設 3. 児童施設 4. その他 ()			
職 員 構 成	法人全体の職員数 () 名 法人内の施設・事業所数 ()			
	施設・事業所の職員数 () 名 正職員 () 名 パート職員 () 名 嘱託職員 () 名 臨時職員 () 名			
相 談 事 項	1. 労働時間管理 2. 賃金・賞与 3. 就業規則等諸規程 4. 社会保険・労働保険 5. その他 ()			
相談の内容 ※個人情報等に 配慮の上、なる べく具体的に記 載してください (継紙可)。 なお、相談に 関する資料の提 供を依頼する場 合があります。				

※申込書に記載された情報は、本事業の目的以外には使用しません。

問合せ・
申込み先

島根県社会福祉協議会 法人支援部 経営支援係

〒690-0011 松江市東津田町1741-3 いきいきプラザ島根2階

TEL:(0852)61-4151 FAX:(0852)32-5956 <https://www.shimane-fjc.com/>

メールアドレス:soudan@fukushi-shimane.or.jp